

# 新型コロナウイルス発生に伴う きっぷの取り扱いについて

## （定期乗車券・普通回数乗車券以外の乗車券類）

新型コロナウイルスの発生に伴い、次の乗車券については、以下のとおり払いもどしを行いますので、駅窓口または「しなの鉄道お客さまセンター」（電話：0268-21-3470）へご相談ください。

- ・ 普通乗車券（定期券、普通回数券は除きます。）
  - ・ お得なきっぷ（フリーきっぷタイプのもは使用開始前の場合に限ります。）
- ※ お得なきっぷは、各商品の発売を行っている窓口において払いもどしいたします。  
※ お得なきっぷの詳細については、しなの鉄道ホームページを確認ください。

**次のいずれかを事由としてご旅行を見合わせる場合、2月28日午後以降のお申し出に限り無手数料にて払いもどしをいたします。**

（ご旅行を見合わせる事由）

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的にイベント等が中止、延期又は規模縮小等が決定したことを事由に、ご旅行を見合わせるお客さま
- ・ 新型コロナウイルスへの感染防止を事由としてご旅行を見合わせるお客さま

- ※ 本取扱い開始前のお申し出により乗車券類の払いもどしを受けられたお客さまに対する、手数料相当額の返金はいたしかねます。
- ※ 旅行会社が発売する旅行商品については、お求めになった旅行会社にお問い合わせください。

4月7日に政府より「緊急事態宣言」が発出され外出自粛等の措置が採られていることに伴い、次の条件の全てを満たす場合は、**有効期間内**に払いもどしのお申し出があったものとしてお取扱いいたします。

- ・ 緊急事態宣言の発出に伴う外出自粛を事由とする払いもどしのお申し出であること
- ・ 緊急事態宣言に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態措置」が実施された期間（2020年4月7日から同年5月25日まで）が乗車券類の有効期間に含まれていること  
（4月8日以降に購入した回数券タイプのお得なきっぷを除く）

- ※ 2021年5月25日まで（緊急事態宣言解除の翌日から起算して1年以内）に駅窓口で払いもどしをお受けください。
- ※ これにより、上記の乗車券類についてはその有効期間の経過後であっても、後日払いもどしをお受けになることができます。
- ※ 4月8日以降購入した乗車券類については、当該乗車券類の**有効期間の開始の日**（旅行中の場合は中止した日）を払いもどし申し出日として取り扱います。

2020年5月27日現在

# 新型コロナウイルス発生に伴う 定期券等の取り扱いについて

## (定期乗車券・普通回数乗車券)

新型コロナウイルスの発生に伴い、定期乗車券又は普通回数乗車券の払いもどしを受けられる場合については、以下のとおりお取扱いたします。

なお、駅窓口での払いもどしは、2021年5月25日まで(緊急事態宣言解除の翌日から起算して1年以内)に駅窓口でお受けください。

### ① 2020年2月28日を有効期間に含む小学校・中学校・高校・ 特別支援学校の通学定期券

#### (本取り扱いの対象)

- ・通学先である上記の学校が臨時休業となったため、2020年2月28日をその有効期間に含む通学定期券を払いもどしされるお客さま

#### (払いもどしの特例)

- ・特例により 2020年2月28日以降の最終登校日を最終使用日とみなして1ヵ月単位で計算した額を払いもどし(所定の手数料がかかります)いたします。  
※最終登校日以降に当該通学定期券を使用した場合は対象外となります。

### ② 通勤定期券又は大学生相当(大学・短大・専門学校等)及び①以外 の小学校・中学校・高校・特別支援学校の通学定期券

#### (本取り扱いの対象)

- ・緊急事態宣言を受けて上記の定期券が不要となり、当該定期券を払いもどしされるお客さま

#### (払いもどしの特例)

- ・2020年4月8日以降当該定期券をご利用になっていない場合、特例により2020年4月7日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして1ヵ月単位で計算した額※を払いもどし(所定の手数料がかかります)いたします。

※ 当該定期券の使用開始後7日以内の場合はご利用日数分の往復運賃を差し引いた額

- ・2020年4月8日以降に有効開始となる当該定期券は、未使用であれば有効期間の開始日の前日、使用した場合は、その最終使用日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして取り扱います

### ③ 普通回数乗車券(通学用割引普通回数券を含む)

#### (本取り扱いの対象)

- ・緊急事態宣言を受けて普通回数券(通学用割引普通回数券を含みます。)が不要となり、当該回数券を払いもどしされるお客さま

#### (払いもどしの特例)

- ・当該普通回数乗車券の有効期間を経過した場合であっても、2020年4月7日以前に有効開始となる場合は4月7日、2020年4月8日以降に有効開始となる場合は、有効期間の開始日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして、旅客営業規則に定める所定の計算方法により算出した額を払いもどし(所定の手数料がかかります)いたします。